

(29) 大会役員派遣規程

(目的)

- 第1条 本規程は、事務職員を含む、公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）役員を全国大会および国際大会に派遣する場合の規程を定める。
- 第2条 本規程は、本会が主催する全国大会の運営を、よりスムーズに遂行するためのものであり、国際大会においては国際卓球連盟のカレンダーに掲載されている大会の運営、施設、環境などを視察し本会の事業に役立てるものである。
- 第3条 本規程により派遣される役員の経費については、別に定める本会旅費規程に準拠する。

(範囲)

- 第4条 本規程の適用範囲は次のとおりである。
- 1) 本会が主催する各種全国大会および国際卓球連盟のカレンダーに掲載されている国際大会から、専務理事が関係役員と協議した上で選抜した大会
 - 2) 本会が共催する各種全国大会
但し、この場合の経費は、原則として、主となる共催側の負担とする。

(区分)

- 第5条 第4条に掲げる大会には、全国高校選手権大会、全国高校選抜大会、全国中学校大会を除き、原則として次の任務を帯びた役員を派遣する。ただし、主要大会については派遣役員を増員することができる。
- 大会会長……会長、名誉副会長、副会長、専務理事いずれか1名
大会委員長……専務理事、常務理事、理事いずれか1名
審判長……1名
事務局員……庶務1名（全大会に派遣するとは限らない）
国際大会視察員……該当大会に1名
（副会長・専務理事で協議し推薦案とする）

(派遣決定)

- 第6条 毎年度、第1回理事会にて派遣役員を決定する。ただし原案は事業担当常務理事と事務局長が作成し、運営会議の審議を経て、理事会に提案するものとする。

(派遣変更)

- 第7条 派遣役員がやむを得ぬ事由により変更を余儀なくされた場合には、速やかに事務局長に報告しなければならない。

- 附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。